明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○道路交通法の一部を改正する法律（二〇）　七
○中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（二一）　九
○特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律（二二）　一九
○放送法の一部を改正する法律（二三）　二〇
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（二四）　三
○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律（二五）　六
〔政　令〕
○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（一八）　三〇
○労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（一九）　三一
○児童福祉法施行令の一部を改正する政令（二〇）　三一
〔府　令〕
○金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（内閣府九）　三二
〔省　令〕
○労働安全衛生規則の一部を改正する省令（厚生労働八）　四一
○児童福祉法施行規則及び障害児通所給付費等の請求に関する省令の一部を改正する省令（同九）　四一
〔告　示〕
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（法務三二）　四四
○道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第一条第三項第二号及び第二条第二項第一号の規定に基づき、国土交通大臣が指定する道路を指定する件（国土交通一三〇、一三一）　四七

本号で公布された法令のあらまし

◇道路交通法の一部を改正する法律（法律第二〇号）（警察庁）

1　自動車の自動運転の技術の実用化に対応した運転者等の義務に関する規定の整備

(一)　自動運行装置の定義等に関する規定の整備

自動運行装置の定義等に関する規定を整備することとした。（第二条関係）

(二)　作動状態記録装置による記録等に関する規定の整備

(1)　警察官は、整備不良車両に該当すると認められる車両が運転されているときは、当該車両の運転者に対し、作動状態記録装置（道路運送車両法（昭和二六年法律第一八五号）第四一条第二項に規定する作動状態の確認に必要な情報を記録するための装置をいう。以下同じ。）により記録された記録の提示を求めることができることとした。この場合において、当該記録を人の視覚又は聴覚により認識することができる状態にするための措置が必要であると認めるときは、当該車両を製作した者等に対し、当該措置を求めることができることとした。（第六三条関係）

(2)　自動車の使用者等は、自動運行装置を備えている自動車で、作動状態記録装置により(1)の情報を正確に記録することができないものを運転させ、又は運転してはならないこととした。（第六三条の二の二関係）

(3)　自動運行装置を備えている自動車の使用者は、作動状態記録装置により記録された記録を、内閣府令で定めるところにより保存しなければならないこととした。（第六三条の二の二関係）

(三)　自動運行装置を使用して自動車を運転する場合の運転者の義務に関する規定の整備

(1)　自動運行装置を備えている自動車の運転者は、当該自動運行装置に係る使用条件（道路運送車両法第四一条第二項に規定する条件をいう。以下同じ。）を満たさない場合においては、当該自動運行装置を使用して当該自動車を運転してはならないこととした。（第七一条の四の二関係）

(2)　自動運行装置を使用して自動車を運転する運転者が、当該自動運行装置に係る使用条件を満たさなくなった場合等において、直ちに、そのことを認知するとともに当該自動運行装置以外の当該自動車の装置を確実に操作することができる状態にあるなどのときは、当該運転者については、第七一条第五号の五の規定は、適用しないこととした。（第七一条の四の二関係）

2　携帯電話使用等対策の推進に関する規定の整備

(一)　携帯電話使用等に関する罰則の引上げ

(1)　自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を運転する場合において、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置を通話のために使用し、又は当該自動車等に持ち込まれた画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視する行為をした者に対する罰則を引き上げることとした。（第七一条及び第一一八条関係）

(2)　自動車等を運転する場合において、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置を通話のために使用し、又は当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置に表示された画像を注視し、よって道路における交通の危険を生じさせる行為をした者に対する罰則を引き上げることとした。（第七一条及び第一一七条の四関係）

(二)　携帯電話使用等に関する反則金の限度額の引上げ

(1)　(一)の(1)の行為に対する反則金の限度額を引き上げることとした。（別表第二関係）

(2)　(一)の(2)の行為を交通反則通告制度の対象となる反則行為から除外することとした。（別表第二関係）

(三)　免許の効力の仮停止に関する規定の整備

(一)の(2)の行為をし、よって交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけた場合について、運転免許の効力の仮停止の対象とすることとした。（第一〇三条の二関係）